

# 役員及び役員等の報酬等及び 費用に関する規程

社会福祉法人法人 慈協会

特別養護老人ホーム サニーヒル

## 役員及び役員等の報酬等及び費用に関する規程

平成28年11月30日

平成28年理事会第3号

改正 社会福祉法平成28年法律第63号

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（平成28年法律63号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)役員等とは、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。
- (3)その他の者とは、理事長が出席を求め、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会等の法人主催の会に出席した者をいう。
- (4)報酬等とは、役員及び役員等並びにその他の者に、労働に対するお礼や対価として支払われる報酬をいう。
- (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員には、職務執行の対価として、理事長については月額で、その他の役員及びその他の者については理事会出席等、必要の都度定額で、報酬を支給することができる。

- 2 第1項及び前項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事等には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づき給与を支給し、報酬等を支給しないことができる。
- 3 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬の額等)

第4条 理事長の報酬の月額(別表第2)は、評議員会の決議により定めるものとする。

- 2 理事長を除く役員の報酬は、理事会の出席都度、別表第1より支給する。
- 3 監事には、前項の規定による報酬のほか、評議員会の決議により、年間総額50万円の範囲内の額を加算して報酬を支給することができる。
- 4 評議員の報酬は、評議員会の出席の都度、別表第1より支給する。
- 5 その他の者への報酬は、法人の要請に応じた都度、別表第1及び別表第2より支給する。
- 6 第1項に定める報酬の支給日は、職員給与規程が規定する給料の支給日目の例によるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 職員を兼務する理事には、評議員会の決議により、職員給与規程に基づく通勤手当を支給する。

- 2 理事長を除く役員等が理事会又は評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合は交通費を、役員等が法人の用務のために旅行した場合は旅費を、それぞれ別表第1及び別表第2並びに別表第3に準じて支給することができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、定款第10条第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(行政庁への届出)

第9条 この規程を改廃したときは、遅滞なく、その旨を君津郡市広域市町村圏事務組合管理者に届け出なければならない。

附則

この規程は、平成22年12月 1日から施行する。

この規程は、平成23年12月22日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 9月10日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。(法改正)

別表 1

名称	報酬	実費弁償費	
理事会	日額 5,000 円	日額 5,000 円	半径 50k m以上より支給する。ただし上限は 25,000 円とする。
評議員会	日額 5,000 円	日額 5,000 円	
評議員選任・解任委員会	日額 5,000 円	日額 5,000 円	
苦情対応第三者委員会	日額 5,000 円	日額 5,000 円	

別表 2

名称	報酬	実費弁償費	
理事長	月額 140,000 円	支給しない。	
理事	日額 5,000 円	日額 5,000 円	半径 50k m以上より支給する。ただし上限は 25,000 円とする。
評議員	日額 5,000 円	日額 5,000 円	
評議員選任・解任委員	日額 5,000 円	日額 5,000 円	
監事	日額 10,000 円	日額 5,000 円	
その他の者	日額 5,000 円	日額 5,000 円	

別表 3

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1泊 25,000 円	日額 10,000 円	実費額